

第8回太平洋・島サミットいわき実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「第8回太平洋・島サミットいわき実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、平成30年5月18日・19日に本市で行われる「第8回太平洋・島サミット」(以下「サミット」という。)の開催支援を通じて、本市の安全性や復興の姿を広く伝えるとともに、本市の魅力を最大限に発信し、国際的な知名度の向上と、観光交流人口の増大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地元プログラムの企画・立案等に関する事。
- (2) サミット開催地としての機運醸成に関する事。
- (3) サミット開催地としての歓迎演出に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる関係機関、団体等に所属する委員をもって組織する。

2 実行委員会に対し助言等を行うため、アドバイザーを置くことができる。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、いわき市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が実行委員会の同意を得て、委員のうちから指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、第1回実行委員会が開催された日からサミット開催年度の決算に係る実行委員会が開催される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 第3条に掲げる事業に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して実行委員会への出席を求めることができる。

(企画部会)

第9条 実行委員会に、前条第3項に掲げる事項を調査・検討するため、企画部会を置く。

2 企画部会は、会長が指名した委員をもって構成する。

3 企画部会には会長が指名した座長を置き、座長は、企画部会を代表し、会務を総括する。

4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に企画部会への出席を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、企画部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 実行委員会の庶務は、いわき市観光交流室観光交流課において処理する。

(会計年度)

第11条 実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成29年5月22日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、実行委員会が設立された日から翌年の3月31日までとする。